

第二十二回国会 大蔵委員会議録 第三十一号

六四一

		昭和三十年七月十二日(火曜日)	
		午前十一時七分開議	
出席委員		松原喜之次君	
委員長		高藏君	國雄君
理事加藤		理事森下	
理事大平		正芳君	理事奥村又十郎君
理事横路		節雄君	理事春日一幸君
早川	崇君	福田赳夫君	
坊	秀男君	前田房之助君	
山村	新治郎君	山本勝市君	
淺香	忠雄君	川野芳滿君	
黒金	泰美君	小山長規君	
薄田	美朝君	古川丈吉君	
石村	英雄君	井上良二君	
平岡忠次郎君			
出席政府委員			
大蔵政務次官	藤枝	東介君	
大蔵事務官	河野	通一君	
(銀行局長)			
委員外の出席者			
大蔵事務官(埋	福田	勝君	
財局資金課長	椎木	文也君	
専門員			
七月八日			
委員前尾繁三郎君辞任につき、その補欠として福井順一君が議長の指名で委員に選任された。			
同月九日			
委員夏堀源三郎君辞任につき、その補欠として中山榮一君が議長の指名で委員に選任された。			
七月八日			
三級清酒設定反対に関する請願(鹿野彦吉君紹介)(第三七五三号)			
同外六件(内田常雄君紹介)(第三七五四号)			
同外六件(大橋武夫君紹介)(第三七五五号)			
同(高橋等君紹介)(第三七五七号)			
同外二件(倉石忠雄君紹介)(第三七八号)			
田亮一君紹介)(第三六一五号)			
三級清酒設定反対に関する請願(永			
同(佐竹新市君紹介)(第三七八九号)			
酒税率引下げに関する請願(内藤友明君紹介)(第三七九〇号)			
同(山下春江君紹介)(第三七六五号)			
同外十九件(小坂善太郎君紹介)(第三七五六号)			
同(保利茂君紹介)(第三六二五号)			
同外十一件(井上良二君紹介)(第三六二六号)			
同(伊藤卯四郎君紹介)(第三六二七号)			
同(池田禎治君紹介)(第三六二九号)			
同(西村榮一君紹介)(第三六三〇号)			
同(中村高一君紹介)(第三六三一号)			
同(永山忠則君紹介)(第三六五一号)			
クリーニング業における揮発油税撤廃等に関する請願(横山利秋君紹介)			
同(大平正芳君紹介)(第三七五〇号)			
同(小林郁君紹介)(第三七七〇号)			
同(山口好一君紹介)(第三七七二号)			
同(高瀬謙君紹介)(第三七七三号)			
同外二件(原捨恩君紹介)(第三七七四号)			
同外五件(竹尾式君紹介)(第三七七〇号)			
同(大平正芳君紹介)(第三七九五号)			
生命保険の控除額引上げ等に関する請願(周東英雄君紹介)(第三七九六号)			
同(北村徳太郎君紹介)(第三七九七号)			
の審査を本委員会に付託された。			
七月九日			
(第三六三二号)			
三級清酒設定反対に関する請願(鹿野彦吉君紹介)(第三七五三号)			
同外六件(内田常雄君紹介)(第三七五四号)			
同外六件(大橋武夫君紹介)(第三七五五号)			
同(高橋等君紹介)(第三七五七号)			
同外二件(倉石忠雄君紹介)(第三七八号)			
同(船田中君紹介)(第三七八一号)			
同外五件(上林山榮吉君紹介)(第三七八二号)			
同(中川俊思君紹介)(第三七八三号)			
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案			
資本運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)			
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)			
法律案(内閣提出第一八号)			
資本運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)			
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案			
会との三委員会の連合審査会を開会するよう決定いたしましたが、これに御異議ありませんか。			

「異議なし」と呼ぶ者あり

す。よってさように決定いたしました。
なお、との連合審査会の開会日時は、
関係委員長と協議の上、追って公報を
もって御通知いたしますが、大体明十
三日水曜日午後一時より開会すること
と相なると存じますので、あらかじめ
御了承願つておきます。

○松原委員長 次に、資金運用部特別案、証券投資信託法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案、以上七法律案を一括議題として質疑を行います。春日一幸君。

○春日委員 今回自民両党の予算修正案に伴いまして、從来資金運用部によつて引き受けられておりましたところの政府関係金融機関に対する金融債、これが市中銀行に肩がわりをされることに相なったと思うのであります。從来このような資金運用部の資金に資金渦流を仰いでおりましたところのこれらの金融機関は、今回この肩がわりの制度によって、いずれにしても年間――今回の場合には百四十二億でござりますが、昭和二十八年度において三百億、昭和二十九年度において百九十九億、という大きな資金量を政府に依存いたしましたけれども、それが市中銀行に肩がわりをされるという形において、その資金を貰得ることのため非常に困る状態

その発行する金融債を引き受けさせる
というのも、私はなかなか困難な面が
あるのではないかと思います。特にそ
の利率の点等におきましても、さらに
難色が深いものがあると思うのであり
ます。今日中小企業が非常に金詰まり
であり、従つて中小企業に回さなけれ
ばならないところの資金源は、政府に
おいて格段の考慮を必要といたしま
しょう現段階において、商工中金がこ
の肩がわりによつて著しく資金を得る
に困難な状態に立ち至りまするとき、
政府は、これに對して何らかの措置を
講じなければならぬと思うのであります
が、河野銀行局長は、この肩がわり
制度によりまして、果して商工中金が
その所要の金融債を市中銀行で消化す
ることができるとお思いになつておる
かどうか、もしできないならば、この
中小企業の金融資金源が相当減つて参
りまするので、それに対する何らかの
対策をお考えになつておるであろうと
思うが、消化できない場合における大
藏省としての何らかの方針等がありま
すならば、この機会に一つお示しを願
いたいと思います。

したよりも相当ふえているわけあります。これらが市中の消化にかかって参るわけでありますので、この消化が非常に容易であるというわけには私は参らぬと思います。しかしながら、今申し上げましたような金融の情勢の推移を見、また金融債自体の資産の構成を適正化していく方向という点からいしまして、それらの金融債、あるいは公社の債券というものが、まず順調に消化されるであろうし、また消化されるよう努力をいたしていいくことは、私どもとしても当然やつて参りたまにと考えておるのでありますて、ただいまのところ、当初預金部に期待されておりました金融債、あるいは公社債は、大体市中において消化されることは可能であろうといふうに見ております。まだそういうふうに私どもは今後努力をいたしたいといふうに考えておる次第であります。従いまして、万一消化できなかつた場合に対する対策、あるいは措置といったようなことは、ただいまのところは考えておりません。予定されておつたものの消化に極力努力いたして、その消化を実現させるようにいたしたい、またその見通しは十分持つておる、こういうことが現在の段階であります。

いうことはなくして少くとも四百十一億何千万というものは資金運用部で引き受けけるという原案を提出しになつておつたと思うわけであります。いずれにいたしましても、そういうふうに当然だというようなことを言われることは、この修正の実情にかんがみまして、私は適当でないと思う。政府けれども、これは自民両党がよかれあがみずから原案としてこれを出してくるならば、それは当然として初めから誇示することが許されるかも知れないしかれどもとにかく修正したものであつて、政府原案とは違う。政府原案と違うものを、すなわち議会によつて対立的に修正されて、そうして政府原案提出者である銀行局長が当然であるといふような答弁で、原案に対する確信を持たないと、あるいは原案を否定するとか、こういふばけた答弁をなさるべきではない。今後のためにはまずもつてこの点を警告いたしておきます。

なたが資本主義者であり、私が社会主義者であり、計画経済を信奉する立場において、多少の観点は違うかも知れぬけれども、少くとも政策金融といふものの本質をあなたは間違つてはならないと思うわけです。今回幾らか金融が正常化されつありますといふながら、それならば今資金需要といふものが全面的に満たされておるかどうかかといふことは、あなたのデータにおいても十分御承知の通りであろうと思うが、あるいは大企業、大財閥たちは、特別の系列融資、偏向融資、情事融資を受けることによって、あるいは十分の資金の供給を得ておるかも知れないが、一方中小企業者においては、これはその資金梗塞のためにおあえいであります。今日中小企業の不渡りの問題なんかも、あなたは、東京手形交換所における件数なんかを申し上げるまでもなく御承知の通りであります。かくのごとくにして彼らが金に困つておるときに、すなわち申し込んで融資が受けられない、受けられないからこそ、そういう資金的な破綻を来たして手形が不渡りになつて参る。このときに、やはり政策金融の必要度は、本日の段階において何ら減つてはおらない

に立ち至るのではないかとおもんばかりでございます。特に問題は、長信銀行と取引口座のあります金融機関は、その発行する金融債をそれらの金融機関に交渉して引き受けさせるといふような点もいろいろ具体的にあります。思ひますけれども、特に商工中金といふような機関は、何といっても市中でござりますが、この点からいへば、金融債だけではなくて公社債、いわゆる国鉄、電電の発行いたしまして、公債の償券の量も、当初予定としましては、従来政府資金にたよっておりましたこれらの金融債等が、逐次一般の市中ににおいて消化される方向に進むということは当然であるし、また適当なことでありますというふうに考えております。しかしながら、これはやはり度合いということもありますし、ことに今般は、金融債だけでなしに公社債、いわゆる国鉄、電電の発行いたしまする

○春日委員 金融が正常化されて参つたので、従つて政府がそういうような金融債の引受けを市中銀行に転嫁することは当然だ、こういうような御答弁ありましたがれども、それくらい当然の問題なら、なぜ政府原案としてそういうものをお出しにならぬか。これは明らかに興銀、こういうような基礎産業、農林、商工等のそれぞれ政策目的を持つておるところの金融機関である。こういう政策目的を持つた金融機関に対しては、政策金融が行なわれてしかるべきである。政策金融の資金源は、国家資金によって投入され

のあります。問題は、解決されてはおらないのです。こういうようなときには、商工中金の資金源を政策的な立場から、国家的な規模においてその資金を準備するということは、私は今まで必要にしておくべからざる事柄であると思うのです。にもかかわらず、あなたは金融がもう正常化したのだから、従つて市銀ベースによつて市中から資金を引き込めばこれでよいのだ、私はこういう理論は成り立たないと思うが、この問題について、藤枝大蔵次官はどういう立場にお考えになつておるか、一つ大蔵省としての御答弁を願いたいと思います。

○河野(通政府委員) 政務次官からの

お答えはあとにお願いいたしまして、私が先ほど申し上げた点に誤解がある

うでありますから、一応弁解がまし

くなりますが、補足をいたしておき

ます。

私は預金部等が金融債等を引き受け

ることは、だんだんウエートが減つて

いく方へ行くのが正しい方向だ、方向

としては正しい、こういうことを申し

上げておる。原案におきましても、預

金部においてこれらの金融債なり公社

債を引き受けることは、だんだん

減らして、市中へウエートをかけて

いこうという努力はいたして参つたの

であります。それが御案内のようなこ

とで修正になりまして、その度合いが

非常にきつくなつた。従つて、これは

なかなか容易に簡単な消化ができると

いうわけには参らぬ。従つて、これを

消化するように努力をいたさなければ

ならぬし、努力をすれば消化ができる

ということを申し上げたのでありま

す。この案が私どもとして最善の案と

思えば、それは当初からそういう案を

出しますけれども、私どもとしては、

やはり方向はそういうことであるけれ

ども、漸次にそういう方向へ持つてい

るところが適當であるうといふことを考

えます。

○藤枝(通政府委員) 商中、農中などが、

春日さんの言葉を借りていえば、政策

金融を行ななければならぬ。これは一

般の市中銀行等とは相当性格の違つた

ものであろうと考へます。ただそなか

と、だんだんこれを減らしていく、そ

れは金融市場の正常化の度合いと見

合つてだんだん減らしていくといふこ

とならば、ある程度理解できないこと

もないと思うわけであります。けれど

も、今度はだんだん減らすのではなく

て、まるっきりなしにしてしまつた。

まるっきりなしにしてしまつたといふ

ことは、少くとも政府が百四十何億の

金融債を引き受けなければ、これらの資

料の中にも出て参つておりますけれど

も、どうしてもその消化が困難なとき

には、この資金量を減らして、貸し出

し計画をそれだけの分圧縮しなければ

ならないといふ批判もそれぞれ

は私は非常に困難ではないかと思わ

れる。このこと自体は、それぞれの資

料の中にも出て参つておりますけれど

も、どうしてその消化が困難なとき

には、この資金量を減らして、貸し出

し計画をそれだけの分圧縮しなければ

ならないといふ批判もそれぞれ

は私は非常に困難ではないかと思わ

れる。このこと自体は、それぞれの資

料の中にも出て参つておりますけれど</p

にかんがみまして処置をいたしたもの
であることは、御了承をいただきたい
と考ふる次第でござります。

○春日委員 この問題につきましては、私は先般新聞によつて伺つたので

おこなうが、方針等は、自主運営の要請に基いて資金委員会法ですか、要するに銀行預金の運営に関する一つの

基準といふのを考えておられる様子
であります、この資金委員会法の中
に、この金融債に関連する事柄を規制

される意思があるのかどうか。一昨日
か、河野銀行局長談として新聞に載つ
てゐる。

ことの金融債と関連するところがあるならば、一つこの際お示しをいただき

○河野(通)政府委員 いわゆる資金委員会の法案につきましては、今検討をたいと存ります。

せつから加えておりますが、またはござり最後の結論まで至つておりますんけれども、これが去案として提出さ

れ、御審議をいただきました上で成立いたしますれば、そのうちで一番大き

保有をある程度命ずるというような仕組みが、この法律の幾つかある骨子の

一つに分類といふよりは未だておらずす。ただ、これは先般も申し上げました通り、できるだけそういう法律の強

制を待たないで、金融機関の自発的協力、あるいは努力によってこれらの目的を達成できることが最も望ましいと

いろいろに考えておりますので、法律ができましたからといって、それを直

○春日委員 その点を一つはつきりして、今後的情勢を見た上でいたしたい、かように考えております。

てもらわなければいけないと思うのです。先般來小山委員の御質問にも答へられておりましたが、この予算の修正が構想しておるところの要綱については、何か政府と兩党との間の了解事項になつておるよう伺つておるのであります。ですが、この資金委員会法を作ることに關連して資金委員会法を国会に上程される意思があるのかどうか。数日前の新聞報道によると、民主党的の政府調会に河野銀行局長が出られて、政府が御説明されたという話だが、その資金委員会法なるものは本国会に出すのか出さないのか、その点一つ明らかに願いたい。

意見はない、実際問題として、こういうふういわば木つ葉で鼻をぬぐったようなことを言っておる。ところがただいまの御答弁によると、資金委員会法のいろいろな骨子の中には、金融債を市中銀行に引き受けさせるというようないろいろな規制を加えられようとしておるのだ、こういう御答弁なんです。一体どちらがほんとうなんですか。私はありのままを御答弁願いたい。こういう問題で、民自両党は予算修正に伴うて、政府との間において資金委員会法を作ることで、政府の間に於ける御答弁を解中の骨子は、やはりその資金委員会法によって、今度肩がわりした金融債に対して法律の制約を設けて、市中銀行にこれを受け取らせるような効用が生じてくるんだ、そうすれば、結局この金融債は市中銀行で十分消化ができるんだ、こういう御答弁があつてしかるべきだと思う。ありのままのこととを御答弁願うのでなくて、われわれ野党に対しても誠実でないような御答弁を願うというようなことになると、これはあなたとの間に論議をすることがむしる危険になつてくる。一体それだけどちらなんですか。たとえば、資金委員会法によつて、市中銀行が肩がわりされたところの金融債を引き受けなければならぬような場面が、法律の拘束となると、あるいは自主的な勧説による措置が別途講ぜられておるならば、そういうふうだということを御答弁とは違つ。もう少し誠実に御答

顧わなければ困る。私は日本社会党でありますから、やがて内閣をとれば、あなたもわが党政府の官僚になる。もう少し誠実な御答弁をなさらないと、そのときには前にされますぞ。

○河野(通)政府委員 私は別にごまかすつもりで何もないのです。まして、かりに今お話しのありました資金委員会法的な法律がなくとも、私はこの程度のこととは、努力をすれば、金融債は市中ににおいて消化され得るという見通しを持つております。しかしながら、大いに努力する、努力すれば可能であると申し上げております。

それから資金委員会法の制定及び御提案等につきましては、ただいま政務次官からお話しがありました通り、自民両党の間のお話し合いでそういうものを協定され、それを政府が便宜御立案するといふふうなことになつたと聞いておりますので、それに従つて今後準備をいたしておる、こういうことであります。この法律が出なくとも私が今お話し申し上げた程度のことはは確実化をさせることができると私は考えております。

○春日委員 それは一体どういうことなんですかね。法律を出さぬでも効果が上がるならば、むずかしい法律を何でありますか。それは先ほど銀行同様の宝刀を抜かずに、指導でやつてしまいたい、しかし最後にどうしても

要な場合には、発動ができるというとううな態勢を整えておきたい、といふことが自民両党のお話し合いのときの結論のようであります。従つて、どうういわば一種の伝家の宝刀的な法律を作る、しかしそれを抜かず、十分指導で、あるいはいろいろな勧奨によって、商中の市中引き受け程度のものを作り、商中の市中引き受け程度のものを作り、しかしそれを抜かず、十分指導して、それを銀行局長からお答えを申し上げておる次第でござります。

○春日委員 そんな答弁ではなつてしません。ただ最近金融機関、銀行の産業支配は目に余るものがあり、この金融機関がこのごろ政治すら支配せんといたとしておる。私はなほだ遺憾と思うことは、とにかく法律というものは、久くるところがあつてはならぬがそれかといって、必要を越えて法律を作ることをそのまま理解するならば、法律を作らぬでも効果は上つてくるが、自民両党がやがましく言うから作つてやうのだ。それは気休めだ。伝家の宝刀などとは言つておるけれども、必要なないものを作ると言つておるなら、まるでこれは法律遊びだ。そんばかげたことは私はあり得ないと想う。かりにこれを裏から判断するならば、どうういう法律を議会の要請によつて作らざるを得ないけれども、それは現在の金融機関の運営に対して何ら支障のないような、いわば骨抜きのがたがたの法律を作らう、そりしてこの予算修正伴うところの略奪事項の表面を綱染でとんとしておるような節が、ここで壓縮されうが見えるわけであります。私が中止し上げたいことは、その法律によつて

資金の規制を行おうとするならば、その法律がまだ国会に上程されもしないときに、少くとも上程せんとするところの政府が、こんな法律はなくともいいのだけれども、まあ氣休めに、伝家の宝刀のために出すのだ、こういふらの政府が、こんな法律はなくとも、かげたことを申し述べて、一体国民、国会が納得すると思いますが。これは銀行に対するまるでござげんとりといふか、ござげんをそこなわざらぬための煙幕を張つておると私は思ひますを得ないのであります。すなわち銀行の産業支配から、今まさに政府支配をしておる歴然たる一つの証拠がここに露呈されておるものと断ぜざるを得ない。いずれにいたしましても、私の申し述べておりまする骨子は、特に中小企業金融の重き任務を負うところの商工中金が、今回の金融債の肩がわりによつて資金源が欠くる場合、さなぎだに中小企業者は金融梗概にあえいでおるが、さらに商工中金の資金量が減ることによって私はこれが激化するということを心配いたします。それで私が期待するところは、自民両党もこれに對してさうが親心を加えて、資金委員会法によつてこの点の資金調達の強制力を別途考慮しておるということです、それに期待をしておるわけでありますから、どうか一つその法律案の中には、これにがわるところの効果をおさめ得るような權威ある条文を織り込んでいただきたい。今御答弁のように、法律を出しもしない先から、そんな法律はあってもなくてもいいのだが、やかましいから出すのだといふような、そういうふざけたことを言わなければならぬような、そんな態度で出てくる法律案といふものの全貌は、もう大体わ

かるような気がする。どうかそのようだらめなものでなくして、權威兼ね備わったところの法律案を出していただこうことを強く要望いたしておきます。

それから諸君に了解を得ておきたいが、私は法案の説明のために參議院へ行かねばならぬのだが、ところが理財局長が出てこないので、出てくるまで質問を続けてくれということで、まことに不本意なことだが、関連して質問を続けていきますから、御了承を願つておきたい。「時間つぶしにやる質問ならよせ、はじめてやれ」と呼ぶ者 addCriterionり) 時間つなぎであろうと時間つなぎでなからうと、やかましいことを言うな。參議院に行かなければならぬけれども、時間がくるまでやつてくれといふことでやらなければならぬ。要らぬことを言うな。

○藤枝政府委員 最初に、先ほどの春日さんの御意見に別に反論を加えるわけじゃございませんけれども、資金委員会法的な法律を出すことにしておりまして、その全貌がわかりますと、春日さんの御心配は雲散霧消するのであろうと考えるのでござります。私は、その商中の問題に局限してお話を申し上げたのであります、資金委員会法の構想の中には、春日さんがおつしゃったようにわれわれも考えておりますし、また自民両党でお考えになりましたいろいろな構想を含んでおりますことを、まず御了承いただきたいと思います。「答弁せぬでもいい、質問者はおらぬのだから。」「委員長、議事進行。」と呼び、その他発言する者多し、なお質問された春日さんが退席されましたので、答弁は留保させていただかたいと思います。

○松原委員長 石村委員より関連質疑の要求がありますので、これを許します。

○松原委員長 本人がおらぬのだから、おるときにやって下さい。

○古川委員 質問でも、それは多少冗談じられてすでに久しくなりますが、六十何億かなお中小企業金融機関に残っておると思いますが、これに対する政府の方針は、早期に引き揚げるのか、なお当分これは残存せしめておこうという方針であるか、この機会にお伺いしておきたい。

談を「言うのもいいけれども、あまりにもふまじめな質問をやることはよくないと思う。僕ら春日君の質問ぶりは、いまだに委員の態度はけしからぬ、僕はそう思う。ほかの諸君はどう考へられるか、僕の意見を申し上げておきます。

○松原委員長 委員長からこの点についてよく注意をいたします。

○山本(勝)委員 ただいまの春日君の質問であります。が、われわれ春日君は非常に懇意で非常に愛すべき男だとうことはよく承知しておる。ですから何もいたずらに事を起そうとは思いません。しかし、ものには程度というのがあって、やはりこの委員会の権威と秩序はある限界において破れる。だから、春日君にこの委員会に対して陳謝させることという動議を提出いたします。

○松原委員長 それでは山本委員に由し上げますが、速記録を見た上で、「理事会で懇談をしたい」と思ひます。が、御了承願います。

○山本(勝)委員 これは何も春日君が憎くて言っておるのではない。春日君のために、この際陳謝させた方がいいと思うのです。

○松原委員長 だから速記録を見た上で、理事会で相談することにしてはいいですか。

○山本(勝)委員 しかしこんなことをいふまじめな質問をやることはよくないと思う。僕ら春日君の質問ぶりは、いまだに委員の態度はけしからぬ、僕はそう思う。ほかの諸君はどう考へられるか、僕の意見を申し上げておきます。

○山本(勝)委員 ながらんと断わって、訳を言つて、一場すべきだと思うのです。質問をして答弁をさせっぱなしで帰つてしまふんて、委員会をばかにしている行為です。これははつきりさせなければならぬ。

○松原委員長 こもつともありますから、速記録を見、理事会で相談をいたします。

「速記録を見る必要も何もありしない。陳謝せねばいいのだ」と呼び、その他発言する者あり。

○川野委員 委員長の考えは、たまたまの山本委員の動議の趣旨をくんでおどりなしと考へてよろしいですが、

○松原委員長 そうです。理事会で相談したいと思いますから。

「理事会といひよりも、この委員会でいいじゃないか」と呼び、その他発言する者あり」

○淺香委員 どうも今の取扱いに問題は、委員長におかれではその態度あまりにも不明確で、ちょっと私ども納得できかねるので。速記録を調べると言われますけれども、今的情勢とそれから速記録に記載されておる事とは一致しないと思うのです。この立場は、すでに体験しておられる委員君だけに初めてわかる問題であつて、速記録を読んだからといって、的確この情勢は私は看取るものではないと思います。それが一点。

事の起りは、春日君の発言が、だらん者はないから、時間つぶしにされはやるのだ。この発言に対しても、が党からは古川丈吉君が、それはけんて、委員会をばかにしている行為からぬじないか、やる者がないから

その時間つなぎに質問しておるのだと
冗談まじりの質問を、本委員会の委員
一同が聞いておったということに私は
なりはせぬかと思う。しかも質問を政
府に対してもしたればこそ、政務次官か
ら丁重な答弁があつた。しかもその答
弁の終らぬ先に、委員長に、あるいは
本委員会に向つて、今参議院の方から
呼んできてるるので、どうしても行か
なければならぬから、今政務次官の
答弁は一応中止してもらいたい、しか
し後に自分が出席したときに、あらためて答弁をしてもらいたいということ
を言うことが私は当然だと思う。しかも
その答弁最中に、質問するだけしてお
いて——質問したればこそ、政務次官
からの答弁があつたのであります。そ
の政務次官からは答弁を聞かずして、
そのまま議場外に退場していくという
ことは、皆さんが言われる通り、本委
員会を侮辱とは言ひませんけれども、
あまりにも軽視しておる。委員長に対
しても、これは軽視しておると言わざ
るを得ぬと思います。このことについ
て、日ごろ当委員会でも、きわめて温
厚な篤実家をもつて自他ともに任じて
おられるところの古川君、あるいは山
本君、また川野君が次々と発言をされ
ておる事態を考へても、これはこのま
まで、今委員長から言われるようだ
に、一つ理事会を開いて注意をしようとい
うような問題ではおさまらぬと思いま
す。それは、委員長の気持は、なるべ
く一つ穩便にというお気持だろうと思
いますし、委員一同も、その穩便にと
いう氣持においては同じ考え方である
と見て間違いないと思いますけれど
も、これをこのままほっておいたなら

ば、単に委員長からの注意によつてまとまつたということになりました場合に、今後本委員会を運営していく委員長としても、どうしても納得のいかない点ができると思います。従つて、これは私情においては非常に忍びない点がありますけれども、これは山本君が動議を提出されましたその点をまず採択されまして、かかるのちに理事会等々の問題をお進め願いたい、とう考えております。

○石村委員 その動議について申し上げます。時間つなぎにと、こう言つたというので、皆さん憤慨していらっしゃるのですが、その点、しかし理屈を言えば、今するかしないかという問題でありまして、その質問の内容が全く議題に關係ないことを質問したというならば、これは問題だと思います。大蔵委員会として問題とすべき点を質問したならば、これは私は、あえて問題にする必要はないと思うのですが、途中で質問最中に黙つて退席したというは、私も不穏だだと思います。しかし本人もいないこの席で、直ちに陳謝させるとかなんとかいう決議をするよりも、本人を呼んで、理事会等でお話しになつたあとでおやりになるのが私は適当ではないかと考えます。

○山本(勝)委員 私は動議を提出したわけありますが、大体先ほど來の古川君と春日君との言葉のやりとりを皆さんもお聞きでありましたしが、春日君が、自分は参議院に行かなければならぬのだけれども、ただ時間つなぎにそれといふからやつておるのだといふようなことで、あたかもやる必要はないけれども、やつてくれと言われるからやつておるのだというような言葉を

述べられた。それに対する古川君が、どうかと言つた。そしたら、その古川君に対する春日君の態度は、冗談をこねて、むきになって、ほとんど聞くに耐えぬような態度であったことは委員長も御承知の通りです。その上に、質問に対する政府委員の答弁の最中に、何らの断わりなしに出でてしまふ。私は決して春日君を傷つけようとは思ひません。しかし、もうこの機会を逸して、これがうやむやのうちに不聞付せられることになつたら、これは将来もう收拾がつかない。だれがどんなことをやっても、これ以上のことはやらないのです。他の委員がそれに類似の行動をとつた場合に、それに対しても何らの処置もとれないのですから、私は決して春日君を傷つけようという意味ではなくて、この委員会の権威と秩序を保つ意味で、春日君に対して心から陳謝させる。本人が性格がああいう男でありますから、その陳謝で必ず改まるという見込みはありませんけれども、(笑声)しかしそにして、この機会に、自分があまり度を過ごせば、委員会は承知せぬのだということを一応はつきりしておく必要があると思います。私はふだんこういう動議を出す男ではない。これは委員長も私の性格をよく御承知です。これははつきりはじめをつけておいていただきたいたい。

それから政府委員に対する質問でも、春日君のことでありますから、われわれ大目に見ておりますけれども、実際速記録をごらんになればわかると思うますが、かなり人格にかかるようなことまで言われるのです。これは

正午休憩

やはり慎しまされることが本人のためでもあると思うのです。私の勧議を取り上げてもらいたいと思います。

○松原委員長 暫時休憩をいたし

ます。

正午休憩

点があつたということを認められまして、適当な処置を講ずるということになりましたから、委員長におきましても同様に考えておることをこの際明瞭にしておきます。

○松原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。山本勝市君。
○山本(勝)委員 私は休憩前の会議において、春日一幸君の言動に關して、謝罪すべしという動議を提出いたしましたのであります。しかるに委員長が休憩中理事と相談をされて、その結果のお話によると、委員長の責任において、春日一幸君に誠心誠意委員会に陳謝せしめるというお言葉でありますので、今日のところは一応私は委員長の表明を信頼し、また春日君の陳謝の態度を見るまで、今日は動議を撤回いたしまして、春日君の態度を見たいと思ひます。しかし春日君の陳謝の仕方、あるいは今後の言動によつては、さらには問題は大きくなると思いますから、委員長は十分その点を御注意願いたいと思うのであります。

○護香委員 今山本勝市委員から、先刻出されました動議の内容の趣旨徹底について委員長に要望されましたが、私も委員長に一つ伺つておきます。実は春日君の先ほどの言葉、態度といふものは、私どもあくまで不謹慎であつた、こう考えますが、委員長においてはどういう感じに受け取られましたでしょうか、念のために伺つておきます。

○松原委員長 理事会に御相談いたしましたところ、各理事におかれましては、春日君の言動については不謹慎の

さす。こうじょうようには受け取つていゝわけでありますね。それともう一点は陳謝というその言葉の意味は、先ほん春日君がとられた言葉、態度、この二点について、不謹慎であつたといふ陳謝の意を表さず、こういう意味に受け取つてよろしいでしようか。

○松原委員長　お言葉の通りであります。

○淺香委員　了承しました。

○松原委員長　先刻山本委員より、御異議を撤回いたしたいとの申し出があつりましたが、さよう取り計らうに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長　御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

法律案に対する質疑を続行いたします。石村委員より関連質疑の要求がなりますので、これを許します。石村委員君。

○石村委員　春日君の質問に関連いたしまして、銀行局長なり政務次官に御質問いたしますが、今度の資金規制委員会ですか、これに金融債を強制的に一定率だけ引き受けさせということはあるそうですが、金融債にそういう措置をお講じになるといふことから考りますと、当然国鉄あるいは電電公社、こうじょうものの公募債についてもそういう措置をおとりになる、あるいはさら将来一般的な国債の発行ということ

とがある場合、やはりそれもその中に入るように考えてよろしくうございですか。

○藤枝政府委員　國鉄、電電等の公社債につきましては、それを入れるべく考えております。しかし、これは先ほどからお詫び申し上げておりますように、自民両院の申し合せによるものでござりますから、この両院と十分打ち合せをいたした上で決定いたしましたと考へております。

あせん。

（不本意）公債について考へてみると、いふことは、公債の発行をしないといふことから考へないということです。あるいは公債の発行が起つても、

政治小説の歴史

いたしましては、公債政策をとらないといふ態度を堅持いたしております。その点からも考えていないということ

資金委員会、これは経過は御承知の通りでございます。金融機関に集まりま

いといらことが中心になつておりますので、そういう面からいたしましても、現在のところ、今後さらに二つ、二点ほど

もとしては考えておなじ、どうぞおどりと
とぞおどりがります。

○石村委員 いま一点お尋ねしておきま
すが、いろいろ措置によって引受けられ
けさせた金融債について、これを日本銀行へ
銀行への担保として貸し出しを受ける

といふ)とについては、何らかの制限があることを考へていらっしゃいますか、それとも、無制限に金融債担保で日本銀行から金を出させる。出す出さぬかが資金委員会なんかにおいてその制限をされるお考えがあるかないか、その点をお尋ねしておきます。

○河野(通)政府委員 この法律によってかりに持つことを強制いたしました場合において、この有価証券を日銀へ担保に入れられるかというお話しであります。これが日銀への担保に入れることを禁止する必要はないとは私は考えております。しかしながら、この消化を法律をもって強制するという前提に立っておりますから、日本銀行としては、金融政策全体の立場から、これらの債券を見返りとして金融することのよしあしについては、その法律の趣旨からいって慎重に検討しなければならぬ問題だと思います。法律的に、あるいは命令をもってその担保に入れるこれを禁止するという必要はないと私は考えます。

○石村委員 いれぞうした法律が出た暁において、十分お尋ねをしたいと思うのですが、今の御答弁は、日本銀行の判断にまかせる考えであるといふ意味に確認してよろしゅうございますか。

○河野(通)政府委員 お話しのよう

に、今後研究いたして参らなければなりません。結論がはっきりいたしたわけではありません。今のところそういうふうに考えております。

○大平委員 今の問題に関連して、二つ二つお伺いしておきたいと思いますが、開発銀行とか興業銀行とか長期信

うものは、半分にはとてもいかない、私はこういふうに御了承願いたいと思います。

それからはなはだ失礼であります。が、この金利が、預金部で從来引受けはされておった金融債を市中に肩がわるこによつて金利の点に影響があるよううござり話であります。これは私の御聞き間の聞き違いかもしませんが、預金部と市中とのこれらの債券に対するお受けの条件は、全く同じということになつておるわけであります。従いまして、その点からは、金利上別にコトトの上で非常な差違が起つてくることはないのです。何か私の聞き違いでありますか。何が私の聞き違いでありましたらもう一度。

それから第三点の資金運用部の方の収支に対する影響の問題、これはお詳しえる様に確かにあるわけでござります。御案内のように、地方債については六分五厘とか非常に安い金利で出ておる。それに対して金融債でありますれば、八分五厘といふことになります。ですから、その間の収支の方には相当影響があると思います。一方今年度から長期の郵便会計に対する利子の支払いが、相当高い金利のものも作ることになつておりますから、両方で相当苦くなるということは当然考えられる。しかし、特にそれがために、特別会計としての預金部の経理上非常にマイナスになつておりますから、赤で相当苦くなることは当然考えられる。

しかし、特にそれがために、特別会計としての預金部の経理上非常にマイナスになるとか、赤になるとかいうことは、今のところないと思ひますが、詳細は資金課長からお答えいたします。

○大平委員 今の質問は不正確でありますが、発行条件は同じで、運用部が引き受けるものも市中が引き受けるものと同じだという話でですが、そろだとすると、運用部の方はまとめて一ペ

にできますから、発行者としている
な手数、経費が省けるわけですね。
度それにつかることになるといふこと
になりますと、銀行の方としても、
じやないかと思いますが、その場合、
政府として、たとえば今三年債が多い
のです。三年債を五年にするとかい
うような措置で、発行者の方の経費をさ
くするよりは、措置を考へる御意思があ
るかどうか、お伺いいたします。とこ
しますのは、もう大体三年程度の金
債といろいろな時代も過ぎたんじ
いか、もう相当長くしても消化は可
能だし、それからまた長くして安定感
を持つていい時期が来たんじゃないか、
いうような感じもするのですが、こゝに
いった機会に、今までの金融債の期限
をもう少し長くするというようなおも
えをお持ちなのかどうか。

のを大体七年ぐらいだ、それから金融の三年のものを今お話しのあります。的確には、まだはっきり結論までたように五年ぐらいにとりあえずしていくということを目途として、日下各関係の向きと相談をいたしております。努力しておる次第であります。お話しのように、金融がだんだん正常化いたしますれば、これらの債券の期限をだんだん長くしていくということは必要なことだと思ひます。

○大平委員 最後に、その期限の延長の点はわかりましたが、その際に、これは非常に野心的なことです、低利借りかえをしていく、どうような考え方ではないですか。そこまでは考えていないのですか。

○河野(通)政府委員 非常に望ましいと思いますが、まずこの次の段階は、この秋ごろの段階は、まず償還期限を延長するということをやっていきたい。それから逐次表面金利の引き下げにも持つて参りたいと思います。御案内のように、事業債等は現在アンダー・ペーで発行しておりますから、これが期限を延長いたしますれば当然に利回りも下る。つまり発行者の負担はそれだけ下ることになります。その次の段階が、今度は表面金利の引き下げの段階がくるというふうに考えておりまします。これは現在まだ具体的な計画の段階には入っておりません。

○黒金委員 先週の木曜日に、政府に対して閏税率法に対する資料の要求をいたしておるのであります、翌日の金曜日に御提出がないのはやむを得

火曜日と、今月になつてもまだ御提出がないのであります。実はこの法案につきましては、政府与党から非常に早く上げてほしいということをしばしば御要求になつておるのであります。が、私どもいたしますれば、今後一体どの部門に対し、現在の値段がどの程度まで上つたならば、いわゆる行政措置と称する伝家の宝刀をお抜きになるのが、この点がはつきりいたしませんことは、单なる軒轅ではなくして、行政措置がそこに入つております以上は、どうしても白紙委任では困る。一体どの部門に、その値段が現在どれだけであつて、それがどの程度まで上つたならば措置をお講じになるのか、しかもその数量は一体どれくらいの輸入量があるのか、こういう点がわからぬいと実は判断に苦しんでおるのであります。また同時に業界におきましても、一体どちらの方に向いて刀を振られるのか、非常に戦々きょうきようたるものがあるように見受けしております。この資料を早く出していただきませんと、われわれは態度をきめ得ない、なぜような状況にありますので、寒はわれわれから申しますならば、この業はいわば右炭に対する三法案とでも申します。さうか、通産にかかるております二法案、これもまだ成り行きがはつきりしない。これがかりに骨抜きにでもなりますならば、自分のうちの整頓はな上げをしておいて、御同業のよそさまの商売だけ制限しようというよりな常におかしな結果になるのであります。従つて、正直に申せば

そう急ぐわけじゃありませんが、しかしながら、この資料がないとどうしてもわれわれ態度をきめ得ない、非常に重大な資料でありますので、早急にこれをお出しになるように一つお願いを申し上げます。

○藤枝政府委員 黒金委員からの資料の提出の御要求がありましたことは、承知しておりますのであります。ただ内容の相当むずかしい資料でございまして、調製に相当難儀をしておるようですが、至急に提出をいたしましたいと存じます。なお今のお話の中になりましたので申し上げておきますが、私どもは、この間通産大臣からお答申し上げましたように、石炭の二法案等がもしどういうことになりましょうとも、この開税定率法の方は、それ自体としても意味のあるものだとうふうに考えておりましたことを御了承いただきたいと思います。

○黒金委員 繰り返して恐縮であります。が、いわゆる行政措置といふものは、一体どういう業種に対してもやりにならるか、その業種と、それから現在どちらの平均価格であって、それが一體どの程度の値段によつたらばその措置を講ぜられるか、その限界と大体どの業種に使つております今の重油の数量、これだけを一つお教えを願いたいのです。今度の資金運用部計画の中では、いわゆる地方公共団体に対しまして、昨年実

す。前に私の方で資料要求をしておりましたが、出ていないのです。それは申しあげます。

○松原委員長 横路節雄君。

いうことをまず第一番目に要求しておきます。
○松原委員長　速記をとめて。
〔速記中止〕
○松原委員長　速記を始めて。横路委員。
○横路委員　それでは次の委員会に、私は昭和三十年度財政投融資の資金計画のうち、とりわけ資金運用部の点につきまして、先般の予算委員会で大体に修正になっている、その点は当委員会におきましても、これは詳細にお尋ねをしなければならなかつたわけあります。政府の方からも、当予算に組みました昭和三十年度の資金運用部資金計画を出されたままで、この後予算の修正に伴うところの変更等につきましては、全然当委員会に示されていないわけです。従って、これが次委員会に、政府の方では責任を持って、この昭和三十年度の財政投融資資金計画につきまして、予算修正に伴う変更の分は全部出してもらつて、その上で質問をいたしたいと思ふます。さういふことは財局長等もおりませぬから、私の質問は次の機会まで留めておきます。
○加藤(高)委員　他議を提出いたしましたが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○松原委員長　御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

これより資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。
お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。
この際お諮りいたします。本日議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出等の手続につきましては、委員長に御一任を頼つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。
本日はこの程度にとどめ、次回は明十三日午後一時より当委員会と農林水産委員会、商工委員会との連合審査会を開会し、委員会は明後十四日、午前十時より開会することいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

〔参考〕
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十五日印刷

昭和三十年七月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局